

別表六（二十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の3第2項若しくは第3項《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第42条の12の3第2項若しくは第3項《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 経営改善設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受

ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

- 3 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。
- 4 「設備の概要」には、その設備が、経営改善設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。